

別冊 1

みえ県民力ビジョン及び行動計画（仮称）<最終案>
(防災危機管理部所管分)

目 次

施策 1 1 1 防災・減災対策の推進 1

緊急課題解決プロジェクト

1 命を守る緊急減災プロジェクト 3

施策1.1.1 防災・減災対策の推進

主担当部局：防災危機管理部

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

現状と課題

- 東日本大震災では、国内観測史上最高のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超える巨大津波により、多くの尊い命が奪われました。本県においても、東海・東南海・南海地震の発生による甚大な被害が想定されており、地震対策・津波対策を早急に見直し、県自らの災害対応力を強化していくことが求められています。
- 紀伊半島を中心に記録的大雨をもたらした紀伊半島大水害は、本県に甚大な被害を及ぼしました。このような広域に被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐための総合的な対策を充実・強化し、計画的に推進していく必要があります。
- 防災に関する支援・受援に関する広域連携の重要性が高まるとともに、県は広域的、専門的な観点から市町が行う防災・減災対策の取組を支援していくことが求められています。
- 災害時の住民避難率や木造住宅の耐震化率などが低いことから、県は、「自助」「共助」の活動を支援するとともに、地域防災力の向上をめざしていく必要があります。

変革の視点

「災害は必ず起こる」を前提に、自らの身の安全は自ら守る「自助」と自らの地域は皆で守る「共助」の重要性を県民の皆さんと共に共有し、防災・減災対策をこれまで以上に実効性のあるものにしていく必要があります。県は、県民の命を守ることを最優先に広域的な災害に対する対応力を図るとともに、市町の防災力強化に向けた取組を支援し、総合的な防災・減災対策を推進します。

取組方向

- 緊急かつ集中的に取り組むべき津波避難対策や耐震化対策等を「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、早急に実施します。また、「新地震対策行動計画（仮称）」を新たに策定するとともに、三重県地域防災計画の見直しや「三重風水害等対策アクションプログラム」の検証等を行い、自然災害全般に対する総合的な防災・減災対策を計画的に推進します。
- 市町や防災関係機関と連携した災害対策の体制の充実を図るとともに、防災に向けた広域的な連携を促進します。あわせて地域防災の核となる人材の育成や防災教育、企業防災の取組を支援し、災害に強い地域づくりを推進します。
- 消防の広域化、広域運用に資する取組を支援するとともに、産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

平成27年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定され、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんとの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	38.1% (22年度)	50.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合の平均値

主な取組内容（基本事業）

11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進

(主担当：防災危機管理部地震対策室)

「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策を総合的かつ計画的に推進します。

11102 災害対応力の充実・強化

(主担当：防災危機管理部防災対策室)

災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう県の災害対応力の充実・強化を図ります。

11103 「協創」による地域防災力の向上

(主担当：防災危機管理部地震対策室)

防災に関する正しい知識を共有し、地域ぐるみの防災対策を推進します

11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化

(主担当：防災危機管理部防災対策室)

防災情報の共有化を推進し、災害発生時に迅速かつ的確に活用できるようにします。

11105 災害医療体制の整備

(主担当：健康福祉部医療政策室)

災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成などの取組を進め、災害時の医療提供体制の確保を図ります。

11106 安全な建築物の確保

(主担当：国土整備部住宅室)

地震などの災害に対して、建築物の安全性が確保されるようにします。

11107 緊急輸送ルートの整備

(主担当：国土整備部道路整備室)

災害時に、緊急輸送道路に指定されている県管理道路において、人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう整備を進めます。

11108 消防力向上への支援

(主担当：防災危機管理部消防・保安室)

消防機関、消防関係団体の相互連携を図り、消防職員・消防団員による迅速かつ的確な予防活動および消防活動を促進します。

11109 高圧ガス等の保安の確保

(主担当：防災危機管理部消防・保安室)

高圧ガス等を取り扱う事業者等における保安の確保を図ります。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
新地震対策行動計画(仮称)の進捗率	—	100%	新地震対策行動計画(仮称)の主要な行動項目の進捗率
県・市町・防災機関等が連携して実施する防災訓練の件数	5回 (22年度)	8回	総合防災訓練・防災拠点訓練・団上訓練など、県、市町、防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の件数
自主防災組織の実践的な訓練実施率	18.8% (推計値)	50.0%	団上訓練や津波避難訓練、避難所運営訓練などの実践的な訓練を実施した自主防災組織の県内全組織数に対する割合
県防災情報メール配信サービスの登録者数	35,000人	50,000人	県の「防災みえ.jp」メール配信サービスの登録者数
災害拠点病院等の耐震化率	54.3% (22年度)	82.9%	県内の災害拠点病院および二次救急医療機関において、全ての建物の耐震性が確保されている割合
耐震基準を満たした住宅の割合	80.9%	90.0%	「現行の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の住宅総数に占める割合
緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	91.2%	94.5%	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率
消防設備等の充足率	83.0% (22年度)	84.0% (26年度)	総務省消防庁の基準に基づいて市町が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合
高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6% (22年度)	100%	許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合

命を守る緊急減災プロジェクト

主担当部局：防災危機管理部

解決すべき課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害によりもたらされた甚大な被害から得た貴重な教訓を、今後の防災・減災対策に迅速に生かしていく必要があります。
- 近い将来の発生が危惧されている東海・東南海・南海地震や近年多発している異常気象に伴う風水害など大規模自然災害に備えるには、災害は必ず起こることを前提に、さまざまな主体が「自助」「共助」「公助」による減災に向けた取組を緊急に進めるとともに、関係機関による防災・減災体制の構築、早期に効果を発現できる基盤施設の整備などに取り組み、総合的な災害対応力を強化していく必要があります。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 県民の命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の促進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23(現状)	H24	▷	H27
緊急減災に向けた行動項目（アクション）の進捗率			▷	

[目標項目の説明]

・県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値

プロジェクトの構成

実践取組 1

「逃げる」ための課題 を解決するために

市町等の取組と連携した災害から「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備、円滑な避難を促進するための啓発活動を推進します。

- 市町等が地域の特性に応じて実施する減災に向けた環境整備に関する取組を、緊急かつ集中的に支援します。
- 避難体制の緊急整備を目的として、避難困難地域等における避難計画の策定や避難訓練の実施、避難所運営マニュアル策定指針の改訂を行います。
- 東日本大震災の教訓をふまえ、「備えるとともに、まず逃げる」ことの重要性の認識や家庭・地域における自主的な防災活動の活性化をめざした啓発活動を展開します。

実践取組 2

「地震による建物被害軽減に向けた課題」 を解決するために

木造住宅や公共施設等の耐震化を積極的に推進し、地震による建物の被害の軽減を図ります。

- 住宅の耐震化率を向上させ、住民や住まい、さらには、まちの安全性の向上を図ります。また、県立学校や私立学校、災害拠点病院等の医療施設、社会福祉施設の耐震化を促進します。

実践取組 3

「災害対応力強化に向けた課題」 を解決するために

東日本大震災や最新の知見等をふまえて県の災害対応力を強化するため、取組の基本となる計画の策定や大規模災害に備えた防災・減災体制を整備します。

- 地震被害想定調査を実施し、この結果をもとに三重県地域防災計画を見直すとともに、三重県新地震対策行動計画（仮称）の策定を行います。
- 県内外の広域連携を促進し、効率的な応急・復旧対策活動の実施をめざすとともに、広域的な支援・受援を円滑に進めるための施設整備について検討を進めます。
- 大規模地震発生時等の医療提供体制を確保するため、DMA T^{往¹}の育成支援、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院の取組支援や、災害医療を支える人材育成などの取組を進めます。
- 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備等を推進するとともに、大規模地震が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開^{往²}を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。
- 地域住民の安全・安心のよりどころとして重要な防災拠点として、交番・駐在所の機能強化を進めます。

実践取組 4**「自らの命を自ら守るための課題」
を解決するために**

災害発生時に適切な避難行動を実施するためには、一人ひとりが高い防災意識を持ち、災害に対する正しい知識に基づき行動する必要があることから、防災教育の促進と防災の核となる人材の育成・活用を図り、防災意識の高い地域づくりを促進します。

- 災害に対する正しい知識と高い意識を持つ地域のリーダーの育成や、次世代を担う防災人材の育成に取り組みます。
- 東日本大震災における学校の被災状況をふまえ、学校の防災対策・防災教育の根本的な見直しのもと、児童生徒の命を守るとともに、被害軽減に必要な緊急対策を推進します。

実践取組 5**「自然災害に備える基盤施設の整備
に向けた課題」を解決するために**

激化する異常気象や迫りくる地震・津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設の整備や住民の避難体制を確保するための情報提供の推進などに取り組みます。

- 大規模地震・津波の発生に備え、河川施設や海岸保全施設、下水道施設やため池、排水機場等の機能を確保するための対策を緊急に取り組むとともに、防潮扉や水門などを安全かつ確実に閉鎖するために、動力化や遠隔操作化等を進めます。
- 治水上支障となっている区間の河川整備や堆積した土砂の撤去、災害時要援護者関連施設に対する砂防施設の整備、土地改良施設の大型排水機場の機能向上などに取り組みます。また、災害時に現地情報を的確に把握できる情報基盤を整備するとともに、住民

避難に資する水防情報の提供を進めます。

- 津波被害が想定される地域において緊急総点検の結果に基づく既設避難路の再整備や避難地・避難路を保全するための土砂災害対策、農山漁村地域における避難路、緊急輸送路として重要な農道・漁港関連道の整備を進めます。

注) 1 DMA T：災害急性期（おおむね発災後 48 時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

注) 2 道路啓開：緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること。